

主 文

被告人を懲役6年に処する。

未決勾留日数中340日をその刑に算入する。

本件公訴事実中、平成19年3月27日付け起訴状記載の公訴事実第1(同年6月12日付け訴因変更請求書による変更後の訴因)の窃盗の点については、被告人は無罪。

理 由

(罪となるべき事実)

(各事実の番号の後の括弧内は、対応する起訴状の日付及び公訴事実である。いずれも本文中の「同年」、「同月」の記載とは無関係とする。)

被告人は、

第1(平成19年3月8日付け)

分離前の相被告人A、同B、C及びDと共謀の上、パチンコ店景品交換所の景品交換用の金員を強取しようと企て、平成18年10月5日午前10時15分ころ、大阪府東大阪市<略>所在のEパチンコ店南側路上において、同所に勤務する財団法人F協会事務員G(当時59歳)及び上記パチンコ店店員H(当時54歳)に対し、被告人が上記Hの胸部に手にしたガス銃を突きつけ、「金、金。」と脅迫し、上記Dが上記Gに向けて手にした催涙スプレーを構えて脅迫して、上記H及び上記Gの反抗を抑圧し、上記H及び上記Gが所持していた財団法人F協会理事長Iが管理する現金794万3500円、文鎮等108点在中のアラーム付き防犯バッグ1個(時価合計9万6900円相当)及び上記G所有の巾着袋(時価合計500円相当)を強取した。

第2(平成19年3月27日付け公訴事実第2)

前記A、前記B及び前記Dと共謀の上、同年11月4日午前1時30分ころ、同市<略>所在のJモータープールにおいて、同所に駐車中のKが所有する普通乗用自動車1台(時価30万円相当)を窃取した。

第3（平成19年2月6日付け）

前記A，前記B及び前記Dと共謀の上，パチンコ店景品交換所の景品交換用の金員を強取しようと企て，同月8日午前10時22分ころ，同市<略>所在のL産業株式会社経営のMパチンコ店の景品交換所前において，同所に勤務する財団法人F協会事務員N（当時53歳）及び上記パチンコ店店員O（当時36歳）に対し，被告人が上記Nの右腕を強く引っ張った上，その腹部付近に手にしたガス銃を突きつける暴行，脅迫を加え，上記Dが上記Oの顔面に手にした催涙スプレーを噴射するなどの暴行を加え，上記N及び上記Oの反抗を抑圧し，上記景品交換所内にあった財団法人F協会理事長Iが管理する現金49万3800円，防犯アラーム機等3点在中の防犯バッグ1個（時価合計7050円相当）を強取し，その際，上記暴行により，上記Oに加療約7日間を要する顔面化学熱傷の傷害を負わせた。

（証拠の標目）<略>

（予備的訴因・罰条の追加を不許可とした理由）

第1 検察官は，別紙第1記載の窃盗の訴因・罰条について，別紙第2記載の盗品等運搬の訴因・罰条の予備的訴因・罰条追加（以下，「予備的訴因追加」ということがある。）を請求したが，当裁判所は，権利濫用に当たるとして，これを許可しなかったところ，検察官は，当裁判所の決定が違法である旨主張するので，以下この点についての判断を示す。

第2 前提事実

一件記録によれば，本件訴訟の経過は以下のとおりである。

なお，平成19年の出来事については，月日のみ示すことがある。

1 第1回公判前の状況

1月17日，被告人は，強盗致傷罪の被疑事実で逮捕され，同月18日，同事実により勾留され，2月6日，強盗致傷の公訴事実（判示第3）で起訴された。

同月15日、被告人は、強盗の被疑事実で逮捕され、同月17日、同事実により勾留され、3月8日、強盗の公訴事実（判示第1）で起訴された。

同月27日、被告人は、「平成18年8月31日、Bと共謀の上、自動車を窃取した。」との公訴事実（以下、「ブルーバード窃盗事件」という。）及び「同年11月4日、B、Aらと共謀の上、自動車を窃取した。」との公訴事実（判示第2。以下、「ステップワゴン窃盗事件」という。）で起訴された。

2 本件予備的訴因追加請求までの状況

4月17日、第1回公判期日において、被告人は、起訴事実中、強盗致傷、強盗、窃盗（判示第2のステップワゴン窃盗事件）の各事実についてはいずれも認めたが、ブルーバード窃盗事件については、「私は、車を盗みに行ったのではなく、用意されていた車を引き取りに行ったのです。」と陳述し、弁護人は、ブルーバード窃盗事件については、被告人には、窃盗の共謀及び故意がなく、無罪である旨主張した。当該期日において、被告人、B及びAの弁論は分離された（なお、Bは、ブルーバード窃盗事件を含め公訴事実をいずれも認めた。）。

弁護人は、ブルーバード窃盗事件について、検察官が第1回公判で請求した証拠をすべて同意し、5月22日、第3回公判期日（被告人との関係では第2回にあたる。）において、これらの証拠が取り調べられた。なお、ブルーバード窃盗事件に関して、弁護人は、被告人及び共犯者とされているBの検察官調書に同意したが、窃盗の犯意に関する記載部分について、信用性を争う旨の意見を述べた。同期日において、次回公判期日に、情状証人の尋問と被告人質問を行うものとして、期日指定がされた。

6月12日、検察官は、ブルーバード窃盗事件について、共犯者にPを加えるとの訴因変更を請求した。

7月19日、第7回公判期日（被告人との関係では第3回にあたる。）において、上記訴因変更につき、弁護人は異議がないとの意見を述べ、当裁判所

は同訴因変更を許可した。訴因変更後の事実について、被告人及び弁護人は、従前と同様のこれを争う陳述をした。検察官が、Pの検察官調書並びにBの検察官調書及び同人の公判における供述調書（甲42ないし44）を証拠調請求したところ、弁護人が不同意との意見を述べた。これに対し、検察官が、Pの証人尋問を請求し、次回公判期日に尋問が行われることとなった。このため、同期日においては、被告人質問は施行されず、被告人の母及び妻のみが情状証人として取調べられるにとどまった。同期日において、公判審理の予定として、9月18日にPの証人尋問及び被告人質問、10月9日に被告人質問（続行分）を行うものとして、期日指定がされた。

9月18日の第8回公判期日（被告人との関係では第4回にあたる。）において、Pの証人尋問が行われた（なお、被告人の窃盗の共謀に関して、Pの証言内容は「Bの依頼・指示によって本件ブルーバード事件に関与したもので、被告人とは面識がない。」という趣旨のものであった。）。同期日において、検察官は、Bの証人尋問を請求し、次回公判期日に尋問が行われることとなった。

10月9日の第9回公判期日（被告人との関係では第5回にあたる。）において、Bの証人尋問が行われた（同人は、「犯行に際し、被告人に「車を盗みに行く。」と明確に告げた。「今日車盗りに行く。」「今から盗難車を盗りに行く。」などと捜査段階の供述調書に記載されているのは、捜査段階では、警察官から、被告人が先にそう供述しているからと言われ、押し付けられたものである。」旨証言した。）。

同月25日の第10回公判期日（被告人との関係では第6回にあたる。）において、被告人質問（主質問）が行われた。

11月8日の第11回公判期日（被告人との関係では第7回にあたる。）において、被告人質問（反対質問、補充質問）が行われた。当事者双方はこれ以上の立証はないとして、検察官は、Pの検察官調書並びにBの検察官調書

及び同人の公判における供述調書（甲 4 2 ないし 4 4）の請求を撤回し，同月 2 2 日に論告弁論期日が指定された。

1 1 月 2 2 日の第 1 2 回公判期日（被告人との関係では第 8 回にあたる。）において，検察官は，写真撮影報告書等書証 4 点（うち 2 点は，共犯者とされている者の判決書）を証拠調請求した。そのうち，犯行現場の状況を立証趣旨とする写真撮影報告書は弁護人が不同意との意見を述べて撤回され，その余の証拠は弁護人の同意を得て採用され，取り調べられた。同期日において，検察官は，「追加立証を予定しており，論告まで更に 2 週間程度いただきたい。」と意見を述べ，1 2 月 1 3 日に論告弁論期日が指定された。

1 1 月 2 8 日，検察官は，警察官と共に，事件現場の実況見分を行い，同月 3 0 日付けで写真撮影報告書を作成した（甲 5 0）。また，警察官は，同月 2 9 日，事件現場の状況について捜査をし，同日，報告書を作成した（甲 5 1）。

1 2 月 1 3 日の第 1 3 回公判期日（被告人との関係では第 9 回にあたる。），論告弁論が予定されていたが，同日付けで，検察官は訴因・罰条の追加請求書を提出して，本件予備的訴因追加を請求した。これに対し，弁護人は，「時機に遅れ，被告人の防御権を著しく侵害するもので，刑事訴訟規則 1 条の趣旨に反し，異議がある。」旨の意見を述べた。同期日において，検察官は，ブルーバード窃盗事件及び予備的訴因を立証するため，書証 4 点（甲 5 0 ないし 5 2，乙 2 8）を証拠調請求したところ，弁護人は，そのうち，甲号証 2 点（前記期日間の補充捜査により作成されたもの）は同意し，B の警察官調書（甲 5 2。刑事訴訟法 3 2 8 条により取調済みの弁 3 6 と同一のものを罪体認定の証拠として請求したもの）については不同意，被告人の警察官調書（乙 2 8）については，不同意で任意性を争う旨の意見を述べた。これに関し，検察官は，B の再度の証人尋問及び被告人の取調べにあたった警察官の証人尋問を請求する意向である旨釈明した。

3 その後の状況

同月17日、検察官は、本件予備的訴因・罰条の追加請求及びこれに関する証拠の必要性について、同月14日付けの意見書を提出した。

同意見書において、検察官の主張は、要するに、被告人は、少なくとも、主位的訴因（ブルーバード窃盗事件）にかかる被害車両が盗品である旨の認識を有していたもので、その重要な根拠は、甲52及び乙28におけるB及び被告人の「事件当日、Bが、被告人に対し、「盗難車を盗りに行く。」と告げた。」旨の供述であり、前記弁護人の主張に対する反論としては、結審に至っていないこと、主位的訴因と予備的訴因では事実関係・証拠関係が重複・共通しており、更に必要な証拠調べは乙28及び甲52又はBの証人尋問のみであることから、時機に遅れた訴因等の追加請求ではないというものであった。

同月19日の第14回公判期日(被告人との関係では第10回にあたる。)、弁護人は、本件予備的訴因・罰条の追加請求及びこれに関する証拠の必要性について、意見書を提出した。

同意見書において、弁護人は、「主に被告人において窃盗の故意、共謀があったか否かが争点となっており、その点に絞って防御活動を行ってきたのであり、予備的訴因を念頭に置いた防御活動を何ら行ってきたものではなかった。」として被告人の防御権の行使に著しい不利益が生じる、また、時機に遅れた訴因等追加請求であるなどと主張し、検察官の前記意見書に再反論した。

同期日において、検察官は、Bの再度の証人尋問を請求し、被告人の取調官については、乙28には任意性が認められることが明らかであるから証人請求はしない旨釈明した。

同期日において、当裁判所は、本件予備的訴因追加請求は不適法と認め、予備的訴因・罰条の追加を許可しない旨決定した。検察官は、同決定に対し異議を申し立てたが、当裁判所は、これを棄却し、更に、Bの再度の証人尋

問請求も却下した。なお、検察官は、乙28及び甲52は撤回した。

同期日、すでに指定されていた平成20年1月7日に論告・弁論が行われることになった。

平成20年1月7日の第15回公判期日(被告人との関係では第11回にあたる。)において、検察官は、いったん撤回していた被告人の警察官調書(乙28)を乙29として再度証拠請求し、弁護人は不同意で任意性がない旨意見を述べ、当裁判所は、乙29を却下した。

同期日において、検察官は、論告期日の延期を求め、同月10日が論告弁論期日として指定された。

同月10日の第16回公判(被告人との関係では第12回にあたる。)において、論告弁論が行われ、本件は結審した。

第3 当裁判所の判断

1 予備的訴因追加請求までの訴訟経過について

本件公判審理の経過をみると、被告人側は、第1回公判期日から「被告人の認識は、「用意されていた車を引き取りに行った。」というもので、窃盗の共謀ないし故意を争う。」旨具体的な主張を明示し、しかも後述のとおり被告人は、捜査段階から「共犯者Bは車両の持ち主から車両の提供を受けたが、強盗に利用するためのものであるから、あえて盗まれた体裁をとった。」という趣旨の供述をしていたもので、検察官は、その弁解のポイントが、被告人が窃盗の実体はないと思っていたという点にあることを十分認識しつつ審理に臨み、共犯者2名の証人尋問及び被告人質問(しかも、被告人質問について、検察官の反対質問は弁護人の主質問と別期日になされた。)を経て、不同意書証を撤回し、当事者双方これ以上の立証はないとして、論告弁論の期日指定に応じたと認められる。

それにもかかわらず、検察官は、同期日に至って、ブルーバード窃盗事件について、追加立証の予定があるとして、論告の期日について2週間の猶予を求

め、これが容れられて再度の論告弁論期日に至るや、今度は本件予備的訴因追加及び共犯者Bの警察官調書（検察官は、同期日、弁護人の不同意の証拠意見を受け、進行についての求釈明に対し、Bの再度の証人尋問等を予定している旨答え、翌第14回公判において、予備的訴因追加不許可の決定に先立ち、同証人の尋問を請求している。）等の請求に及んだものである。

以上の経過や被告人の弁解内容にかんがみると、本件ブルーバード窃盗事件（主位的訴因）と予備的訴因は、その外形的事実に実質的にはほとんど差異はなく、もっぱら被告人の認識に違いがあるのみで、しかもこれを推認させる証拠は、共犯者Bの供述等共通であって、検察官には、既に実質的に予備的訴因を意識した攻撃（立証）の機会が与えられていたというべきである。そうすると、本件予備的訴因追加請求は、もし当初の共犯者Bの尋問等の結果、すでにその請求にかかる事実の存在が裏付けられていたというのならばこれを許容する余地があるというべきであるが、同請求に伴い、再度同じ証人に、実質的に同一の事項について尋問を求めることは、まさに予備的訴因の追加に名を借りて、失敗した尋問をやり直すのと異ならないし、被告人側に重複した防御の負担を強いるものに他ならない。

その上、検察官は、一旦はこれ以上立証はないとして論告弁論の期日指定に応じながら、同期日に論告期日の2週間の猶予を申し出、ようやく迎えた再度の論告弁論期日において予備的訴因の追加及び供述調書等の新たな証拠調べを請求し、さらなる審理の続行を求めたもので（なお、その後の第3次論告弁論期日も、検察官の都合により延期された。）、いたずらに期日の空転を繰り返したと評するほかなく、誠実にその権限を行使したものとはいえない。

平成15年7月16日に裁判の迅速化に関する法律（特に、1条、2条1項、7条1項）が施行され（なお、刑事訴訟法281の6第2項参照）、更に、裁判員制度の実施を目前に控え、充実かつ迅速な計画審理が強く要請されている昨今の時勢を踏まえれば、本件予備的訴因追加請求は、容易に看過し難い重大な

瑕疵があるものといわざるを得ない。

2 予備的訴因追加許可によって得べかりし公益について

さらに、本件公訴事実中、判示の強盗致傷、強盗等他の事実については争いがなく、ブルーバード窃盗事件についてのみ、被告人は争っているところ、被告人に対する量刑は、結局、重大事犯である強盗及び強盗致傷によってその大要が決定されるといえ、これらに比すと軽微なものといわざるを得ない窃盗ないし盗品等運搬の罪1件（しかも検察官の主張からも、被告人が従属的な立場であったことがうかがわれる。）が、被告人の量刑に及ぼす影響は極めて小さい。

したがって、被告人に対する適正な科刑という見地からみても、本件予備的訴因追加を許可することによって得られるであろう公益が、大きいものとはいえない。

3 結論

以上検討したところを総合考慮すれば、検察官の本件予備的訴因追加請求は、迅速かつ公正な裁判の見地から、誠実な権利行使とはいえず、権利の濫用に当たるといわざるを得ないのであって、刑事訴訟規則1条に反し不適法なものとして、これを不許可としたものである。

（平成19年3月27日付け起訴状記載の公訴事実第1（同年6月12日付け訴因変更請求書による変更後の訴因）について無罪とした理由）

第1 公訴事実及び争点等

- 1 本件公訴事実（平成19年6月12日付け変更後の訴因に基づくもの）は、別紙第1の1記載のとおりである。
- 2 検察官は、被告人には窃盗の故意・共謀があり、前記公訴事実が認められると主張する。これに対し、弁護人は、被告人は、本件駐車場までBと一緒にいったが、Bの知り合いが用意してくれた車を引取りに行くためだと思っていたもので、窃盗の故意・共謀がないと主張し、被告人もこれに沿う供述をする。そこで、以下、検討する。

第2 証拠上認められる事実

被告人，証人 P 及び同 B の各公判供述，被告人の検察官調書（乙 2 3），B の検察官調書（乙 2 6），P 作成の被害届謄本（甲 2 0），盗品等発見報告書謄本（甲 2 1）及び盗難被害品確認書謄本（甲 2 2）等関係各証拠によれば，以下の事実が認められる。

なお，平成 1 8 年の出来事については，月日のみ示すことがある。

1 ブルーバード窃盗事件計画までの状況

B は，現金輸送車を襲って現金を強奪する計画を持ち，A ら仲間を集めつつ，前記強盗計画を進め，8 月上旬ころ，当時定職に就いていなかった被告人を誘い，強盗のメンバーに加えた。

8 月中旬ころ，B らは，Q 信用金庫の現金輸送車を強盗する計画を立て，B は，被告人を連れて下見に行ったり，被告人に催涙スプレーやスタンガン，特殊警棒等を買に行かせたりして，同強盗計画の準備をした。

2 ブルーバード窃盗事件に至る経緯

8 月中旬ころ，B は，前記現金輸送車強盗計画において，犯行の発覚を避けつつ，移動手段として利用するため，他人の自動車を利用しようと考えた。

このため，B は，被告人に対し，「お前，どっかで車パクってこいや。」などと何度も言った。被告人は，盗む技術がない旨答えて拒絶したが，B はコンビニに止めてある車を盗むように指示したりもした。

8 月 2 1 日ころ，B は，知人で R 中古車販売会社に勤務する P に対し，電話で，「車欲しいねんけど，車検切れ，若しくは金融流れの車はないか。」，「盗難車みたいなのないか。」などと執拗に自動車の入手を依頼したが，当初，P はこれを拒絶した。

更に，そのころ，B は，P に対し，かつて B が P から代車として借りたことがあり，9 月か 1 0 月に車検切れになるブルーバード（以下「本件ブルーバード」という。）を「回して欲しい。」などと要求し，また，ナンバープレ

ートの交付も求めたが、Pは、ナンバープレートについては、渡す旨返答したものの、ブルーバードについては確答しなかった。

Pが、ブルーバードを交付すると明確に答えなかったため、8月23日、Bは、電話のみならず、R中古車販売会社近くの駐車場まで赴いてPと面会し、現金輸送車を強盗する計画に利用する旨を明かしてブルーバードを渡すことを要求したところ、Pはこれを承諾した。

本件ブルーバードは、所有者であるR中古車販売会社から、Pが使用することを許されており、仕事のほか、私用に使うこともあった。

Bの依頼に対し、Pは、これを承諾したものの、「会社に発覚するとクビになるので、盗まれた形にして欲しい。」旨、Bに頼んだ。

その際、Bは、「車を盗む技術がないので、スペアキーを用意して欲しい。」旨、Pに依頼し、Pはこれを引き受けた。

Pは、本件ブルーバードのスペアキーを作成した上、同月25日ころ、Bに対し、電話で、スペアキーを準備したことを伝えた。

スペアキーができたというPのBへの電話を、被告人は聞いていた。

Bは、Pとの電話の際には、「車をとりにいく。」という表現を使用していた。

同スペアキーは、通常の合い鍵の店で作成されたもので、外観上は正規の鍵と区別が付かないものであった。

3 ブルーバード窃取事件の状況

8月30日、Pは、Bに、電話で、スペアキーを車のマフラー内に入れておく旨伝えた。

そこで、同日夕方ころ、Bは、現場に行く車を運転する者として被告人を連れて行くことにし、被告人に電話をして、同日夜に車のことで一緒に来るように伝えた（その際の具体的事情には争いがある。）。被告人は、Pとは面識がなく、また、ブルーバードを用意したのがPであることも知らなかった。

被告人及びBは、Bの運転するオルティアで、本件現場となるR中古車販売会社近くの駐車場に赴いた。オルティアは、本件駐車場外に停車した。本件駐車場は出入りが自由な月極駐車場であった。

Bは、上記行為に先立ち、被告人に対し、自分が運転するブルーバードの後から、車間距離を空けてついてくるように指示した。

(その具体的状況については、争いがある。)

Bは、ブルーバードを盗む具体的方法は、被告人に説明しなかった。

同月31日午前1時30分ころ、Bは、1人で車外に出て、本件駐車場に入り、スペアキーを利用してブルーバードに乗り込み、これを運転して、同駐車場から出た。Bが駐車場に入ってから出てくるまで、1分も経たない程度であった。その間、被告人は、オルティアの車内で待機していた。

Bがブルーバードを運転し、被告人がオルティアを運転して、両名は同駐車場から立ち去った。

同日、Pは、本件ブルーバードについて、被害届を提出した。

9月に入ってから、Bは、Pに連絡し、「車持っていったで。」と言った。

4 ブルーバード窃盗事件後の状況

その後、B及び被告人らは、9月下旬ころ、前記Q信用金庫の現金輸送車を強盗しようとしたが、実行に移せず、更に、郵便局の強盗を計画したが果たせず、パチンコ店の景品交換所を強盗することになった。

B及び被告人らは、10月5日、Eパチンコ店における強盗事件(判示第1)に及んだ。同犯行の際、本件ブルーバードが移動手段として利用された。

その後、B及び被告人らは、さらに犯行を企図し、11月4日未明に、強盗の移動手段とするため、普通乗用自動車1台(ステップワゴン)を窃取する事件に及んだ(判示第2のステップワゴン窃盗事件)。

同月8日、B及び被告人らは、Mパチンコ店における強盗致傷事件(判示第3)に及んだ。

第3 当裁判所の判断

1 窃盗の共謀ないし故意の有無について

被告人の供述は、要するに、「本件ブルーバードは、持ち主の承諾を得て入手するものであるが、強盗に供される車を調達するに際し、その車を端緒として、自己やBの強盗への関与が発覚することを防止する必要があると認識しており、そのために本件ブルーバードは盗まれたかのように仮装すると考えていた。」というものである。

そこで、上記供述の信用性を検討するに、以下の諸点にかんがみれば、被告人の上記供述は排斥し難いものである。

(1) 被告人は、それまでも強盗に使用する車を盗むという話をBから聞かされていたが、本件当時、Bが、車の入手先の相手に対し、「お前の車を回して欲しい。」、「どうせ車検が切れたら廃車にするんやろ。」などと言って、車の交付を要求していた会話をわきで聞いていた。

「お前の車」、「車検切れで廃車にする。」などという表現は、相手方が自由に処分できる車であることを前提とするものである。

したがって、このようなやり取りを聞いていた被告人が、手に入れた車を、強盗計画に使用するにあたり、その車の出所が判明しても、その後の捜査機関の追及を防ぎ、自己やBの関与が発覚しないようにするため、盗まれたかのように仮装しつつ、所有権ないし処分権限のある相手方の承諾を得て、車の交付を受けるものであると誤解することもあり得るものといえる。

(2) 被告人は、車の入手相手がスペアキーを用意してくれると聞いており、他方、窃取の具体的方法はBから知らされていなかった。

スペアキーの作成ができるということは、当該自動車のキーを事実上管理していると考えられ、そのような相手方に車の処分権限があると考えことは不自然とはいえない。

そうすると、被告人は、Bが、被害会社の従業員であるPを抱き込んで、

同人が事実上使用していた車を窃取することに関与させたという本件のからくりを認識していなかった以上、被告人において、持ち主は同車の交付を承諾していたが、盗んだ体裁を取り繕うため、持ち主が準備したスペアキーを利用して、夜間、人目をはばかりつつ、同車を引き取るものであると誤解することもあり得るものといわざるを得ない。

(3) Bは当公判廷において、「8月30日、被告人に対し、「今日の夜、時間、空けといてくれ。車を盗みに行くから。」、「(本件駐車場へ向かうオルティアの車内で)車を盗みに行って、おれが盗んだ車を運転するから、オルティアで運転してくれ。ばれたらあかんから、ちょっと距離を離して走ってくれ。」と言った。」などと供述するが、この点、同人の捜査段階の「車を盗りに行く。」「盗難車を盗りに行く。」といった供述からも表現が変遷しており、そもそも、このような会話にもなっていない指示文言について、Bが細部まで正確に表現を記憶しているかは疑問であって、Bの上記供述は信用性が高いものとはいえない。

(4) BがPとの約束で盗難の体裁をとったことは証拠上明らかで、被告人の弁解はこれに沿うものであるところ、深夜わざわざ遠方まで車をとりに行くこと自体盗難の体裁をとるためと被告人が見ていたとすれば、仮にBが「盗む」という表現を用いたとしても、これも体裁の一環として聞き流した可能性も充分あるといえる。

(5) そもそも、被告人は、本件公訴事実中、強盗、強盗致傷及びもう1件の窃盗(ステップワゴン窃盗事件)は何ら争っていないところ、強盗や強盗致傷が重大犯罪であることは被告人にも容易に理解し得るものであって、窃盗1件(しかも、被害額の少ないブルーバード窃盗事件)についてのみ殊更否認しても、ほとんど罪責軽減にはつながらないのであるから、量刑を決する強盗や強盗致傷という重い事実を認めながら、軽微な窃盗1件についてのみ虚偽供述をするかについては慎重な考慮が必要である。

2 窃盗の共謀または故意の基礎として問題となる事実について

- (1) これに対し、被告人らは、深夜遠方まで車をとりに行き、しかも、犯行に先立ち、Bが、被告人に対して、「距離を離して後ろを付いてくるように。」と指示していることは、被告人の窃盗の共謀ないし故意の存在をうかがわせる事情ではある。

しかし、前述のとおり、被告人らが盗難の体裁をとろうとしていたことは明らかである上、被告人は、入手したブルーバードは強盗に供される予定であることを知っていたのであるから、このブルーバードの盗難届を端緒として、自己やBの強盗への関与が発覚することを防止する必要があると認識していたとみるのが合理的であり、Nシステムにブルーバードと当時被告人がよく使用していたオルティアと一緒に写らないように距離を離れたとの弁解も不自然とはいえない。

したがって、上記事実から、被告人に車を盗みに行っているという認識があったということとはできない。

- (2) また、B及び被告人の捜査段階の供述調書には、「盗」という文字を使用して「盗りに行く。」との記載がある。

しかし、調書上使用されている文字がどうあれ、実際にBが被告人に言った言葉は、音声言語としては、「とりにいく。」というものにすぎないし、「盗」の文字が用いられたことには、供述録取者である捜査官の主観が多分に反映されたことがうかがわれ、窃盗の故意を裏付ける供述として信用性が高いものとはいえない。

- (3) 検察官は、被告人が犯行の見張りをしたこと(乙23)を、窃盗の犯意を推認させる事実として挙げるが、車両窃盗の体裁を取るためであっても、その実行の際、警ら中の警察官や通行人による通報等に注意するのは自然であるし、B及び自己とブルーバードの結び付きが明らかになると、後にこれを端緒として強盗事件への関与が発覚すると考えて見張りを行ったともみら

れ、検察官調書記載の見張り行為があったからといって、被告人が、Bはブルーバードを窃取していると認識していたと推認することはできないというべきである。

3 結論

以上によれば、被告人には、窃盗についてのBとの共謀があったとも、窃盗の故意があったとも認定することはできない。

よって、刑事訴訟法336条により、本件公訴事実中、別紙第1の1記載の窃盗の訴因については、被告人に対して、無罪の言い渡しをする。

(法令の適用)

罰 条	
第1の事実につき	刑法60条, 236条1項
第2の事実につき	刑法60条, 235条
第3の事実につき	刑法60条, 240条前段
刑 種 の 選 択	
第2の罪につき	懲役刑
第3の罪につき	有期懲役刑
併 合 罪 の 処 理	刑法45条前段, 47条本文, 10条(最も重い第3の罪の刑に法定の加重)
未決勾留日数の算入	刑法21条
訴訟費用の不負担	刑事訴訟法181条1項ただし書

(有罪部分についての量刑の理由)

本件は、被告人が、共犯者と共謀の上、ガス銃や催涙スプレーで脅迫するなどして、パチンコ店の景品交換所から金品を強奪した強盗の事案(判示第1)、同様の手口で金品を強奪し、その際パチンコ店店員の顔面に催涙スプレーを噴射して傷害を負わせた強盗致傷の事案(判示第3)、同強盗致傷事件に先立ち、移動手段とするため自動車を盗んだ窃盗の事案(判示第2)である。

本件強盗及び強盗致傷についてみると、前記のとおり、ガス銃や催涙スプレーを使って脅迫し、強盗致傷事件では、被害者の顔面に催涙スプレーを噴射するなどして、いずれもパチンコ店の景品交換所から金品を強奪しており、犯行の態様は凶悪なものである。被害額も850万円以上と多額である。

窃盗についても、強盗の際に利用するために行ったもので、犯情は悪質であり、被害額は約30万円と少なくない。

被告人は、当時定職がなく、また、交際女性（現在の妻）の出産費用にも事欠く有様であって、金欲しさから、Bに誘われるまま犯行グループに加わったものとみられ、動機は短絡的で酌むべき余地は乏しい（被告人は、Bに対し自ら仕事を辞めるつもりだと伝え、また、ガス銃の入手は、暴力団員であるという友人の知人から入手しようとしたというのであって、当初からBを畏れていたとは認め難く、Bからの脅迫のみによって犯行に関与し続けたとの被告人の弁解は採用できない。）。被告人は、自らガス銃を手に入れた実行犯を務め、強盗の犯行に不可欠の役割を果たしているばかりか、下見を繰り返し、ノートに記載してBに報告し、ガス銃や催涙スプレー等の凶器も、被告人が実働して入手しており、一連の犯行に深く関与している。

以上の諸点にかんがみると、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ない。

しかし、他方、強盗致傷事件の被害者の負傷は、加療約7日間と重傷とまではいえないこと、本件は、Bが、強盗計画を立てて共犯者を集め、催涙スプレーやガス銃を使用するなどの具体的方法や各人の役割、犯行手順を定め、Aがパチンコ店の襲撃を考案したもので、被告人はこれら上位者に指示されるままに犯行に及んでおり、被告人自身は、犯行に乗り気でなかったこともうかがわれ、Bの暴力的な言動もなかったとはいえず（Pも、Bに暴行を受けた旨供述している。）、さらに、Bは200万円以上、Aは250万円以上、Cは130万円、同じく実行犯のDも122万円の利益配分に与っているにもかかわらず、被告人は32万円の利得を得ているにとどまり、共犯者間における被告人の地位は低いものであったとみられ、被告人の本件各犯行における地位・役割は従属的なものといわざるを得ないこと、被告

人側が、合計72万円を支払い、強盗致傷事件の負傷被害者、強盗関係の保険金を支払った保険会社及び窃盗被害者との間でそれぞれ示談を成立させ、寛大な処分を求める書面が提出されていること、前科がなく、現在21歳と若年であること、被告人の母及び妻が出廷し、いずれも被告人の更生に協力する旨述べていること、元アルバイト先等から今後の雇用を約する上申書が提出されていること、被告人の帰りを待つ妻と1歳になったばかりの幼い子がいることなど、被告人のために酌むべき事情も認められる。

そこで、これらの事情を総合考慮し、主文の刑に処するのが相当と判断した。

(求刑 懲役9年)

平成20年2月12日

大阪地方裁判所第8刑事部

裁判長裁判官 横 田 信 之

裁判官 内 田 貴 文

裁判官 大 伴 慎 吾

(別紙)

第1 本件公訴事実・罰条等

1 訴因

被告人は、B及びPと共謀の上、平成18年8月31日午前1時30分ころ、兵庫県伊丹市<略>南側駐車場において、同所に駐車中の有限会社R中古車販売会社代表取締役S管理に係る普通乗用自動車1台(時価10万円相当)を窃取したものである。

2 罪名及び罰条

窃盗 刑法235条、60条

第2 検察官が追加を請求した予備的訴因・罰条等

1 訴因

被告人は、Bらとともに、平成18年8月31日午前1時30分ころ、同人らが窃取した普通乗用自動車1台(時価10万円相当)を、それが盗品であることの情を知りながら、兵庫県伊丹市<略>南側駐車場から大阪市淀川区<略>T駐車施設まで運転して運び、もって盗品の運搬をしたものである。

2 罪名及び罰条

盗品等運搬 刑法256条2項